

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改

正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県
条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「怨恨」を「怨恨」に改め、同条第五号中「かけ若しくは」を「かけ、」に改
め、「用いて」の下に「若しくは電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する
法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他
の電気通信を用いた方法（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号
に規定する電気通信を用いて通信文その他の情報を通信端末機器（入出力装置を含む。）
の映像面に表示させることで相互に連絡することができる方法をいう。）により」を加え、
同条第七号中「羞恥心」を「羞恥心」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年五月一日から施行する。